



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年7月18日金曜日 第1475号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する 条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別 措置に関する条例の一部を改正する条例.....	6
愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例.....	7
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	7
公衆浴場設置等の基準等に関する条例及び旅館業法施行条例の 一部を改正する条例.....	8
愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例.....	10
愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例.....	10
愛媛県立都市公園条例等の一部を改正する条例.....	11
愛媛県生活文化センター使用料条例の一部を改正する条例.....	11
愛媛県警察関係事務手数料条例及び風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例.....	11

条 例

○愛媛県条例第42号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のよう
に公布する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の
一部を次のように改正する。

目次中「第17条の5」を「第17条の9」に、「第18条の5
」を「第18条の5の2」に改める。

第4条第1項第1号に次のように加える。

配当割及び株式等譲渡所得割にあつては、愛媛県松山地方
局の所在地

第12条第1項中「利子割額によつて」の下に「、第6号に
掲げる者に対しては支払を受けるべき特定配当等の額を課税
標準とする配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては
特定株式等譲渡所得金額を課税標準とする株式等譲渡所得割
額によつて」を加え、同項に次の2号を加える。

(6) 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支
払を受けるべき日現在において住所を有するもの

(7) 法第24条第1項第7号に規定する選択口座（以下県民
税について「選択口座」という。）に係る同号に規定す
る特定口座内保管上場株式等（以下県民税について「特
定口座内保管上場株式等」という。）の同号に規定す
る譲渡（以下県民税の株式等譲渡所得割について「譲渡」
という。）の対価又は当該選択口座において処理された
同号に規定する上場株式等（以下県民税の株式等譲渡所
得割について「上場株式等」という。）の同号に規定す
る信用取引等（以下県民税について「信用取引等」とい

う。）に係る同号に規定する差金決済（以下県民税につ
いて「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額
の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済
に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属す
る年の1月1日現在において住所を有するもの

第13条中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加
える。

6 県民税の配当割の税率は、100分の5とする。

7 県民税の株式等譲渡所得割の税率は、100分の5とす
る。

第15条及び第16条を次のように改める。

（外国税額控除）

第15条 県民税の所得割の納税義務者が、法第37条の2に規
定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得
税等」という。）を課された場合において、当該外国の所
得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額を超
える額があるときは、令第7条の19に規定するところによ
り計算した額を限度として、同条に規定するところにより
、当該超える金額（同条に規定する金額に限る。）をその
者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除す
るものとする。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第16条 県民税の所得割の納税義務者が、法第32条第13項の
申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基
礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款
の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申
告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額
の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同
節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合
には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分
の32を乗じて得た金額を、その者の前3条の規定を適用し
た場合の所得割の額から控除するものとする。

第2章第1節第1款中第17条の5を第17条の9とし、第17
条の4の次に次の4条を加える。

（県民税の配当割の特別徴収義務者）

第17条の5 特定配当等の支払を受けるべき日現在において
県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする
者（当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配
当等（以下県民税について「国外特定配当等」という。）
である場合にあつては、その支払を取り扱う者）は、県民
税の配当割についての特別徴収義務者とする。

（県民税の配当割の特別徴収及び申告納入）

第17条の6 県民税の配当割の特別徴収義務者は、特定配
当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払
を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配
当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収
しなければならない。

2 前項の規定によつて徴収すべき県民税の配当割は、毎月分を取りまとめ、その徴収の日の属する月の翌月10日まで申告納入しなければならない。

(県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第17条の7 選択口座が開設されている租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の10第2項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものは、県民税の株式等譲渡所得割についての特別徴収義務者とする。

(県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収及び申告納入)

第17条の8 県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた法第71条の51第2項に規定する対象譲渡等により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、同項に規定する当該譲渡の対価等に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

2 前項の規定によつて徴収すべき県民税の株式等譲渡所得割は、毎年分を取りまとめ、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日(令第9条の20第1項に規定する場合にあつては、同項各号に定める日)までに申告納入しなければならない。

第18条第1項を次のように改める。

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 法第72条第3号に規定する特定信託(以下この款において「特定信託」という。)の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。) 特定信託所得割額

(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 収入割額

第18条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 個人が行う事業に対する事業税は、法第72条の2に規定する個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に

対し、所得を課税標準として、その個人に課する。

第18条の2の見出しを「(法人の事業税の税率等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。))並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の4.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の8.6

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の11

第18条の2第2項中「税率は、前項第2号又は第3号」を「額は、第1項又は第2項」に、「特別法人にあつては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の7.5とし、その他の法人にあつては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の11」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第4項とする。

(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得

た金額

イ 各事業年度の資本等の金額に 100 分の 0.2 を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得及び清算所得に 100 分の 8.6 を乗じて得た金額

エ 各特定信託の各計算期間の所得に 100 分の11を乗じて得た金額

(2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に 100 分の 7.5 を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に 100 分の 7.5 を乗じて得た金額

(3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に 100 分の11を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に 100 分の11を乗じて得た金額

第18条の2第1項の次に次の2項を加える。

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年 4 00万円以下の金額	100 分の 5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年 4 00万円を超える金額	100 分の 7.5

(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年 4 00万円以下の金額	100 分の 5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年 4 00万円を超え年 800 万円以下の金額	100 分の 8.4
各特定信託の各計算期間の所得のうち年 8 00万円を超える金額	100 分の 11

3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100 分の 1.5 を乗じて得た金額とする。

第18条の3及び第18条の4を削り、第18条の5中「の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得又は各事業年度の収入金額に係る事業税」を「に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等若しくは収入割若しくは各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割又は清算所得に係る所得割」に改め、同条を第18条の3とし、第2章第1節第2款中同条の次に次の3条を加える。

(個人の事業税の税率等)

第18条の4 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額と

する。

(1) 第1種事業を行う個人 所得に 100 分の 5 を乗じて得た金額

(2) 第2種事業を行う個人 所得に 100 分の 4 を乗じて得た金額

(3) 第3種事業（次号に掲げるものを除く。）を行う個人 所得に 100 分の 5 を乗じて得た金額

(4) 第3種事業のうち法第72条の2第9項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に 100 分の 3 を乗じて得た金額

(個人の事業税の納期)

第18条の5 個人が行う事業に対する事業税の納期は、8月20日から同月31日まで（次項において「第1期」という。）及び11月20日から同月30日までとし、各納期において年額の2分の1に相当する額を徴収する。

2 個人の事業税額が1万円未満であるものについては、第1期においてその全額を徴収する。

3 年の中途において事業を廃止した場合における個人の事業に対する事業税の納期は、随時（知事が指定する納期をいう。以下同じ。）とする。

(個人の事業税の減免)

第18条の5の2 知事は、事業税の納税義務がある個人が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により資産（法第72条の2に規定する第1種事業、第2種事業及び第3種事業の用に供する資産を除く。）について損失を受けた場合においては、被害の著しいものに限り、その申請により、損失を受けた日の属する年度の事業税を減免することができる。

第19条第2項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第8項中「緑資源公団が緑資源公団法（昭和31年法律第85号）により行う同法第18条第1項第7号イ」を「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イ」に改める。

第67条の3を第67条の4とし、第67条の2を第67条の3とし、第67条の次に次の1条を加える。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第67条の2 法第72条の38の2第1項及び第6項の規定により事業税の徴収猶予を受けようとする法人は、徴収猶予を受けようとする税額及び期間、担保及びその提供方法その他知事が必要と認める事項を記載した申請書を、法第72条の25、第72条の26又は第72条の28の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

附則第5条第2号中「及び第14条並びに附則第7条」を「から第15条まで及び附則第7条第1項」に改め、同条第3号中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及

び附則第5条第1項」とする。

附則第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合における第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び附則第6条第1項」とする。

附則第6条第2項第1号中「及び第14条並びに前条及び次条」を「から第15条まで、前条第1項及び次条第1項」に改め、同項第2号中「附則第3条の3第4項及び第5条第2項」を「附則第3条の3第5項及び第5条第3項」に改める。

附則第7条中「(昭和32年法律第26号)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び附則第7条第1項」とする。

附則第7条の次に次の2条を加える。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例)

第7条の2 平成17年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に係る第16条の規定の適用については、同条中「100分の32」とあるのは、「3分の1」とする。

(配当割の税率の特例)

第7条の3 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る配当割の税率は、第13条第6項の規定にかかわらず、100分の3とする。

附則第8条第1項中「第14条まで及び前条」を「第15条まで及び附則第7条第1項」に改め、同条第2項中「附則第5条及び」を「第16条並びに附則第5条第1項及び」に、「附則第5条第2号」を「第16条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第8条第1項」と、附則第5条第1項第2号に、「附則第7条」を「附則第7条第1項」に、「次条」を「次条第1項」に改める。

附則第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「

除く。)の額」とあるのは「除く。)の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。)の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。)の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。)の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。)の額並びに法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

附則第12条第1項中「、所得割」を「、県民税の所得割」に改め、同条第2項中第3号を削り、第2号を第3号とし、同項第1号中「附則第5条」を「附則第5条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

附則第16条第2項中第3号を削り、第2号を第3号とし、同項第1号中「附則第5条」を「附則第5条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第16条中「同条第15項」とあるのは「法附則第35条の2第7項」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

附則第16条の3第2項第3号を削り、同項第2号中「附則第16条の3第1項」を「附則第16条の4第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「附則第5条」を「附則第5条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「附則第16条の3第1項」を「附則第16条の4第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加え、同条を附則第16条の4とする。

(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」と

あるのは「課税総所得金額及び附則第16条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第16条の3 平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第13条第7項の規定にかかわらず、100分の3とする。

附則第19条第1項中「第18条の2第1項第1号中「100分の15」とあるのは「100分の13」と、同項第2号及び第3号中「100分の56」とあるのは「100分の5」と、「100分の75」とあるのは「100分の66」と、「100分の84」とあるのは「100分の73」と、「100分の11」とあるのは「100分の96」と、同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の66」と、」を「第18条の2第1項第1号ウの表中「100分の44」とあるのは「100分の38」と、「100分の66」とあるのは「100分の55」と、「100分の86」とあるのは「100分の72」と、同項第2号の表中「100分の56」とあるのは「100分の5」と、「100分の75」とあるのは「100分の66」と、同項第3号の表中「100分の56」とあるのは「100分の5」と、「100分の84」とあるのは「100分の73」と、「100分の11」とあるのは「100分の96」と、同条第2項第1号の表中「100分の56」とあるのは「100分の5」と、「100分の75」とあるのは「100分の66」と、同項第2号の表中「100分の56」とあるのは「100分の5」と、「100分の84」とあるのは「100分の73」と、「100分の11」とあるのは「100分の96」と、同条第3項中「100分の15」とあるのは「100分の13」と、同条第4項第1号ウ中「100分の86」とあるのは「100分の72」と、同号エ中「100分の11」とあるのは「100分の96」と、同項第2号中「100分の75」とあるのは「100分の66」と、同項第3号中」に改める。

附則第19条第2項を次のように改める。

2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、前項中「100分の75」とあるのは「100分の66」と、同項第3号の」とあるのは

年400万円を超える金額及び清算所得 100分の75」とあるのは

「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円を超える金額
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額

円以下の金額及び清算所得 100分の66
100分の79」と、同項第3号

の」と、「同項第2号中「100分の75」とあるのは「100分の66」とあるのは「同項第2号ア中「100分の7

5」とあるのは「100分の66（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の79）」と、同号イ中「100分の75」とあるのは「100分の66」とする。

附則第19条の4中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附則第23条第1項に次の1号を加える。

(3) 平成5年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成3年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前2号の規定の適用を受ける自動車を除く。）平成16年度

附則第23条第2項中「平成16年度分の自動車税に限り」の下に「、当該自動車が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成16年度分の自動車税に限り」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正規定（「第17条の5」を「第17条の9」に改める部分に限る。）、第4条第1項第1号、第12条第1項、第13条、第15条及び第16条の改正規定、第2章第1節第1款中第17条の5を第17条の9とし、第17条の4の次に4条を加える改正規定、附則第5条から第7条までの改正規定、附則第7条の次に2条を加える改正規定、附則第8条、第10条第2項、第12条、第16条第2項及び第16条の3第2項の改正規定、同条を附則第16条の4とする改正規定、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 平成16年1月1日

(2) 目次の改正規定（「第17条の5」を「第17条の9」に改める部分を除く。）、第18条及び第18条の2の改正規定、第18条の3及び第18条の4を削る改正規定、第18条の5の改正規定、同条を第18条の3とし、第2章第1節第2款中同条の次に3条を加える改正規定、第67条の3を第67条の4とし、第67条の2を第67条の3とし、第67条の次に1条を加える改正規定、附則第19条及び第23条の改正規定並びに附則第6項から第10項までの規定 平成16年4月1日

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第15条及び第16条並びに附則第5条第2項及び第7条第2項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 新条例附則第6条第1項、第8条、第10条、第12条、第16条及び第16条の4の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成16年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中特定配当等（地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。

）に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用する。

- 5 新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額（新法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払うべき新法第24条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡の対価及び同号に規定する差金決済（以下この項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる差金決済により生じた所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第3項第1号口に規定する差損金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用する。

（事業税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成16年4月1日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

- 7 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成15年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 8 新条例附則第23条第1項及び第2項の規定は、平成16年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成15年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

- 9 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第18条の2」の下に「、第18条の4」を加え、「これらの条」を「同条例第18条の4又は附則第19条」に改める。

（愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

- 10 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第18条の2」の下に「、第18条の4」を加え、「これらの条」を「同条例第18条の4又は附則第19条」に改める。

○愛媛県条例第43号

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

- 第1条** 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に改め、「第18条の2」の下に「及び附則第19条」を加え、「同条」を「これらの条」に改める。

附則中第3項及び第4項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

（不動産取得税の不均一課税の特例）

- 2 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に第3条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

（愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

- 第2条** 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に改め、「第18条の2」の下に「及び附則第19条」を加え、「同条」を「これらの条」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（申告期限の特例）」を付し、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（不動産取得税の不均一課税の特例）

- 2 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に第3条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用期日）

- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地

域における県税の特別措置に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成15年4月1日から適用する。

(申告期限の特例)

- 3 第1条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定又は第2条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第44号

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例

愛媛県特別会計条例(昭和39年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表林業改善資金特別会計の項目的欄中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に、「林業改善資金の」を「林業・木材産業改善資金の」に改め、同表公用財産整備特別会計の項を次のように改める。

市町村合併移行円滑化資金特別会計	市町村合併移行円滑化資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正
------------------	-------------------------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律(平成15年法律第52号)第1条の規定による改正前の林業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)の規定に基づく資金の貸付事業(この条例の施行前に貸し付けられた資金に係るものに限る。)の経理については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第45号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表45の項事務の欄第1号中「第10条第1項(法第19条の2第1項)を「第13条第1項(法第32条第1項)に改め、同項同欄第2号中「第10条第3項(法第19条の2第1項)を「第13条第3項(法第32条第1項)に改め、同項同欄第3号中「第12条(法第19条の2第4項)を「第15条第1項(法第32条第4項)に改め、同項同欄第4号中「第7条第3項ただし書(政令第28条第2項)を「第8条第3項ただし書(政令第

37条第2項」に改め、同項同欄第5号中「第7条第5項(政令第28条第2項)を「第8条第5項(政令第37条第2項)に改め、「及び第6項」を削り、同項同欄第6号中「第10条(政令第29条)を「第11条(政令第38条)に改め、同項同欄第7号中「第11条及び第12条」を「第12条及び第13条」に、「第29条」を「第38条」に改め、同項同欄第8号中「第15条」を「第16条」に、「第29条」を「第38条」に改め、同項同欄第9号中「第16条ただし書(政令第29条)を「第17条ただし書(政令第38条)に改め、同項同欄第10号中「第18条第1項(政令第29条)を「第19条第1項(政令第38条)に改め、同表59の項同欄第17号中「第3条第1項」の下に「、第4条及び第5条第1項」を、「居住地」の下に「及び現在地」を加え、同項同欄第18号中「第4条」を「第6条」に改め、同項同欄第19号中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項同欄第20号中「第6条第2項」を「第8条第2項」に改め、同項同欄第21号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項同欄第22号中「第9条第2項」を「第11条第2項」に改め、同項同欄第23号中「第10条」を「第12条」に、「第13条の2」を「第16条」に改め、同項同欄第24号中「第11条」を「第13条」に、「第13条の2」を「第16条」に改め、同項同欄第25号、同項同欄第26号及び同項同欄第27号中「第19条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項同欄第28号中「附則第5条」を「附則第5条第1項」に改め、同項同欄第29号中「第5条(省令附則第5条)を「第7条第1項及び第3項(これらの規定を省令附則第5条第1項)に改め、同項同欄第30号中「第6条第1項(省令附則第5条)を「第7条の2第1項(省令附則第5条第1項)に改め、「事務」の下に「(申請者が国内に居住地及び現在地を有しない場合に係るものを除く。)」を加え、同項同欄第31号中「第6条第3項」を「第7条の2第3項」に、「附則第5条」を「附則第5条第1項」に改め、「事務」の下に「(返還者が国内に居住地及び現在地を有しない場合に係るものを除く。)」を加え、同項同欄第38号中「(省令第46条)を「、第35条の2及び第35条の3第1項(これらの規定を省令第46条)に改め、「の居住地」の下に「及び現在地」を加え、「都道府県の区域を越えて居住地」を「県内において居住地又は現在地」に、「に限る」を「を除く」に改め、同項同欄第39号中「の居住地」の下に「及び現在地」を加え、「都道府県の区域を越えて居住地」を「県内において居住地又は現在地」に、「を除く」を「に限る」に改め、同項同欄第40号中「証書の」の下に「返付又は」を加え、「都道府県の区域を越えて居住地」を「県内において居住地又は現在地」に、「に限る」を「を除く」に改め、同項同欄第41号中「(居住地)の下に「又は現在地」を加え、「都道府県の区域を越えて居住地」を「県内において居住地又は現在地」に、「を除く」を「に限る」に改め、同項同欄第64号中「第67条第1項」の下に「及び第67条の2」を、「居住地」の下に「及び現在地」を加え、同項同欄第68号及び同項同欄第69号中「健康診断受診者証」を「第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証」に改め、同項同欄第70号中「第4条第1項」の下に「、第4条の2及び第4条の3第1項」を、「居住地」の下に「及び現在地」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第46号

公衆浴場設置等の基準等に関する条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公衆浴場設置等の基準等に関する条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 公衆浴場設置等の基準等に関する条例(昭和25年愛媛県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「ろ過器」の下に「(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))をろ過する装置をいう。以下同じ。)」を加え、同号イ中「循環ろ過装置」を「ろ過器」に、「ある」を「あり、そのろ材は、十分な逆洗浄(湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。))を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設ける」に改め、同号に次のように加える。

エ 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水(ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。)を用いない構造であること。

オ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)が設置されている場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

第4条第1項第11号中力をキとし、オを力とし、エの次に次のように加える。

オ 浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じらない構造であること。

第5条第1項中第26号を第37号とし、第15号から第25号までを11号ずつ繰り下げ、第14号を削り、第13号を第25号とし、同項第12号中「(昭和32年法律第177号)」を削り、「1年以上」を「3年以上」に改め、同号を同項第24号とし、同項中第11号を削り、第10号を第23号とし、第9号を第22号とし、同項第8号中「以上」の下に「完全に」を加え、同号に次のただし書を加え、同号を同項第11号とする。

ただし、連日使用循環水(24時間以上連続して使用している循環水をいう。以下同じ。)を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に取り換え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。

第5条第1項第11号の次に次の10号を加える。

(12) ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)

に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

(13) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻りに測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間

保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

(14) 塩素系薬剤を使用して消毒を行う場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤をろ過器の直前に投入すること。

(15) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

(16) 集毛器は、毎日清掃すること。

(17) 浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で定期的に水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。

ア 水道水を用いない原水 1年に1回以上

イ 連日使用循環水を用いない浴槽水 1年に1回以上

ウ 連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上

(18) 前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保存するとともに、その結果が第7号の水質基準に適合しない場合は、直ちにその旨を知事に届け出ること。

(19) 回収槽(浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽の清掃及び消毒を頻りに行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

(20) 浴槽に気泡発生装置等が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用しないこと。

(21) 打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと。

第5条第1項中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の湯水を使用した原水(ろ過器を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。以下同じ。)及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

(8) 貯湯槽(原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。)内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。

(9) 定期的に貯湯槽の生物膜(配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘性性物質で形成されたものをいう。以下同じ。)の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

第5条第1項に次の1号を加える。

(38) 営業者は、衛生管理を行うため、自主管理手引書及

び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

第5条第2項第5号中「第10号から第13号まで、第19号から第24号まで及び第26号」を「第13号、第23号から第25号まで、第30号から第35号まで及び第37号」に改める。

第9条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第5条第1項第18号の規定に基づく届出の受理に関する事務

(旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条の表第3の項第3号を次のように改める。

3 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の湯水を使用した原水(ろ過器(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))をろ過する装置をいう。以下同じ。)を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。以下同じ。)及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

第4条の表第3の項中第7号を第22号とし、第6号を第21号とし、第5号を第20号とし、同項第4号中「浴槽の湯水」を「浴槽水」に、「取り替える」を「完全に取替える」に改め、同号に次のただし書を加え、同号を同項第7号とする。

ただし、連日使用循環水(24時間以上連続して使用している循環水(ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に取替え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。

第4条の表第3の項第7号の次に次の12号を加える。

8 ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄(湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。)して汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

9 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

10 塩素系薬剤を使用して消毒を行う場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤をろ過

器の直前に投入すること。

11 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

12 集毛器は、毎日清掃すること。

13 浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で定期的に水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。

ア 水道水を用いない原水 1年に1回以上

イ 連日使用循環水を用いない浴槽水 1年に1回以上

ウ 連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上

14 前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保存するとともに、その結果が第3号の水質基準に適合しない場合は、直ちにその旨を知事に届け出ること。

15 回収槽(浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

16 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用しないこと。

17 打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと。

18 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うことその他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう注意を喚起する表示をすること。

19 営業者は、衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

第4条の表第3の項第3号の次に次の3号を加える。

4 貯湯槽(原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。)内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。

5 定期的に貯湯槽の生物膜(配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘性性物質で形成されたものをいう。以下同じ。)の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

6 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、清浄な湯水の供給、循環ろ過、塩素系薬剤による消毒等により清浄に保つこと。

第5条の2に次の1項を加える。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ろ過器が設置されている場合は、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。
- (2) 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水を用いない構造であること。
- (3) 気泡発生装置等が設置されている場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (4) 屋外に浴槽が設置されている場合は、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じらない構造であること。

本則に次の1条を加える。

(保健所を設置する市が処理する事務)

第7条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、第4条の表第3の項第14号の規定に基づく届出の受理に関する事務は、保健所を設置する市が処理することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。
(公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の許可を受けて業として公衆浴場を営んでいる者又は同項の許可の申請をしている者がこの条例施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設設備(次項に規定するものを除く。)については、平成16年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の公衆浴場設置等の基準等に関する条例(以下「新公衆浴場条例」という。)第4条第1項第6号工及びオ並びに第11号オ並びに第5条第1項第20号及び第21号の規定は、適用しない。
- 3 この条例施行の際現に公衆浴場法第2条第1項の許可を受けて業として公衆浴場を営んでいる者の当該許可に係る公衆浴場の施設設備で、公衆浴場設置等の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成4年愛媛県条例第31号)附則第2項の規定の適用があるものについては、新公衆浴場条例第4条第1項第6号(工及びオを除く。)及び第11号(オを除く。)の規定はこの条例施行の日から、同項第6号工及びオ並びに第11号オの規定は平成16年4月1日から適用し、新公衆浴場条例第5条第1項第20号及び第21号の規定は平成16年3月31日までの間は適用しない。
(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて旅館業を営んでいる者又は同項の許可の申請をしている者がこの条例施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設については、平成16年3月31日までの間は、第2条の規定によ

る改正後の旅館業法施行条例第4条の表第3の項第16号及び第17号並びに第5条の2第5項第2号から第4号までの規定は、適用しない。

○愛媛県条例第47号

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条中「社会福祉・医療事業団(以下「事業団」を「独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」に、「社会福祉・医療事業団法(昭和59年法律第75号)第21条第3項」を「独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条第3項」に改める。

第4条第2項中「事業団」を「機構」に改める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

○愛媛県条例第48号

愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例

愛媛県地域産業振興条例(昭和54年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中間技術の開発利用」を「中小企業の新技術の研究開発等及び高度な技術を利用した経営革新を支援するため」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。

2 この条例において「創業者」とは、新事業創出促進法(平成10年法律第152号)第2条第2項第1号及び第3号に掲げる者(中小企業者となることが見込まれる者に限る。)をいう。

3 この条例において「新技術の研究開発等」とは、新技術、新商品又は新役務の研究開発、企業化、需要の開拓その他の事業を行うことをいう。

4 この条例において「経営革新」とは、中小企業者が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

第3条の見出しを「（助成）」に改め、同条第1項中「中間技術の開発研究を行う者」を「新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新を行う中小企業者又は創業者（以下「中小企業者等」という。）」に、「開発研究に」を「新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新に」に改め、同条第2項中「中間技術の企業化を行う者」を「新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新を行う中小企業者等」に、「企業化に」を「新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新に」に改め、同条第3項中「中間技術の開発研究又は企業化を行う者」を「新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新を行う中小企業者等」に改める。

第4条の見出しを「（協力体制）」に改め、同条中「中間技術の開発」を「中小企業の新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第49号

愛媛県立都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立都市公園条例等の一部を改正する条例

（愛媛県立都市公園条例の一部改正）

第1条 愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表2第2号の表郵便差出箱を設ける場合の項区分の欄中「郵便差出箱」の下に「又は信書便差出箱」を加え、同表注1中「郵便差出箱」の下に「、信書便差出箱」を加える。

（愛媛県屋外広告物条例の一部改正）

第2条 愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号中「郵便ポスト」の下に「、信書便差出箱」を加える。

（公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部改正）

第3条 公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第50号

愛媛県生活文化センター使用料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県生活文化センター使用料条例の一部を改正する条例

愛媛県生活文化センター使用料条例（昭和50年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第4条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第51号

愛媛県警察関係事務手数料条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察関係事務手数料条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

（愛媛県警察関係事務手数料条例の一部改正）

第1条 愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条第1項中「前3条」を「第3条から前条まで」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（手数料の減免）

第4条 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

別表中「第5条、第6条」を「第6条、第7条」に改め、同表3の項の次に次のように加える。

3の2	古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定に基づく古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査	古物競りあっせん業務実施方法認定手数料	17,000円
-----	--	---------------------	---------

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表3の項の次に次のように加える改正規定は、古物営業法の一部を改正する法律（平成14年法律第115号）の施行の日から施行する。

--	--